

令和4年2月1日

保護者のみなさま

島本町立第二学校  
校長 辻本 堅二

児童等に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の  
基本的な対応について（2月1日改訂）

日頃は本校の教育活動及び新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、児童等が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応について、令和4年2月1日（火）から以下のとおりに対応いたしますのでお知らせします。

記

- 1 学校で感染者が確認された場合の対応について
  - (1) 感染した児童生徒等について、出席停止とします。
  - (2) 児童等が濃厚接触者又は濃厚接触の可能性のある者（以下「濃厚接触者等」という。）と判定された場合は、同様（出席停止）とします。
- 2 濃厚接触者等の特定について  
学校が主体的に接触状況等を確認の上、濃厚接触者等の特定を行います。
- 3 学校が濃厚接触者等として特定した児童の出席停止について  
陽性者と接触した翌日から起算して10日間または保健所の指定する期日まで出席停止とします。その上で、陽性者や濃厚接触者等と特定されなかった児童等については、下記「5 臨時休業の実施について」により臨時休業を実施する場合を除き、教育活動を継続します。
- 4 感染者が判明した日の対応について  
臨時休業や学年閉鎖、学級閉鎖を行う場合は、以下を目安に児童は下校します。

(1) 始業前に感染者を確認した場合	3時間目終了後
(2) 始業後、午前に感染者を確認した場合	給食終了後
(3) 午後に感染者を確認した場合	授業終了後

※ (1)の場合は、給食は作りません。

## 5 臨時休業の実施について

### (1) 次の場合に臨時休業を実施します。

- ・直近3日間の陽性者及び濃厚接触者が学級において複数（15%）確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖とします。
- ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学年閉鎖とします。
- ・複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学校全体の臨時休業とします。
  - ※ 学年閉鎖については、それ以前の学級閉鎖に加えて行う場合があります。学校全体の臨時休業についても、同様とします。
  - ※ 濃厚接触者等の特定に時間を要する場合は、臨時休業を行う場合もあります。
  - ※ ただし、上記にかかわらず、地域の感染状況、校内の感染者数等により、保健所との協議の上、臨時休業の範囲を総合的に判断する場合があります。

## 6 情報提供

学級閉鎖、学年閉鎖または臨時休業を実施した場合は、当該学校から保護者へメールで以下の内容を提供します

- ・当該学校で感染者が確認されたこと。
- ・学級閉鎖、学年閉鎖又は臨時休業の実施期間。

## 7 児童が濃厚接触者等となった場合

感染者と最後に濃厚接触をした翌日から起算して10日間または保健所の指定する期日まで出席停止とします。

## 8 同居の家族等が濃厚接触者となった場合

- (1) 出席停止等の対応は、原則行いません。
- (2) 濃厚接触者が発熱等の症状等がみられる場合は、PCR検査が行われる前には、保健所等関係機関と相談を行い、出席を見合わせるように依頼する場合があります。その場合は、出席停止とします。

## 9 給食の対応について

臨時休業が行われたとき

- ・臨時休業が行われた場合、臨時休業期間中の給食は行いません。
- ・親子給食実施校については、親側の学校が臨時休業となった場合は、子側の学校については、その期間中は弁当持参となります。